

第一項に規定する場合において、先行取得土地等の取得の日を含む連結事業年度終了の日後十年以内に、当該先行取得土地等の取得をした連結親法人又はその連結子法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人のその譲渡の日を含む連結事業年度において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第九項において「適格分割等」という。）により当該先行取得土地等を当該適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときは、当該先行取得土地等につき、当該先行取得土地等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したとき限り、当該減額した金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8 省略

9 第七項の規定は、同項の連結親法人が適格分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納稅地の所轄稅務署長に提出した場合に限り、適用する。

10 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この条において「合併法人等」という。）に該当するものが、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この条において「被合併法人等」という。）が指定期間内に取得をした土地等（当該被合併法人等が第一項の規定による届出書の提出をした土地等に限る。）の移転を受けた場合には、当該被合併法人等が当該土地等の取得をした日において当該連結親法人又はその連結子法人が当該土地等の取得をし、かつ、当該土地等につき同項の規定による届出書の提出をしたものとみなして、同項又は第七項の規定を適用する。

11 13 省略

14 この条における用語については、次に定めるところによる。

一 取得には、当該連結親法人若しくはその連結子法人と政令で定める特殊の関係のある個人若しくは法人からの取得又は合併、分割、贈与、交換、出資若しくは適格現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。

二・三 省略

第一項に規定する場合において、先行取得土地等の取得の日を含む連結事業年度終了の日後十年以内に、当該先行取得土地等の取得をした連結親法人又はその連結子法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人のその譲渡の日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第九項において「適格分社型分割等」という。）により当該先行取得土地等を当該適格分社型分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該先行取得土地等につき、当該先行取得土地等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したとき限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8 同上

9 第七項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納稅地の所轄稅務署長に提出した場合に限り、適用する。

10 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に該当するものが、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この条において「被合併法人等」という。）が指定期間内に取得をした土地等（当該被合併法人等が第一項の規定による届出書の提出をした土地等に限る。）の移転を受けた場合には、当該被合併法人等が当該土地等の取得をした日において当該連結親法人又はその連結子法人が当該土地等の取得をし、かつ、当該土地等につき同項の規定による届出書の提出をしたものとみなして、同項又は第七項の規定を適用する。

11 13 同上

14 同上

一 取得には、当該連結親法人若しくはその連結子法人と政令で定める特殊の関係のある個人若しくは法人からの取得又は合併、分割、贈与、交換、出資若しくは適格事後設立によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。

二・三 同上

第六十八条の八十八 省 略

2-5 省 略

6 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、当該連結法人にその各連結事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定めるもの（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、当該連結法人がこれらを遅滞なく提示し、又は提出しなかつたときは、税務署長は、次の各号に掲げる方法（第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができる場合に限り、用いることができる。）により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額につき法人税法第二条第三十九号に規定する更正（第十六項において「更正」という。）又は同条第四十号に規定する決定（第十六項において「決定」という。）をすることができる。

一・二 省 略

7 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該連結法人と当該連結法人に係る国外関連者との間の取引に関する調査について必要があるときは、当該連結法人に対し、当該国外関連者が保存する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項、次項及び第十一項第二号において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該連結法人は、当該提示又は提出を求められたときは、当該帳簿書類又はその写しの入手に努めなければならない。

8 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該連結法人が第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該連結法人の各連

第六十八条の八十八 同 上

2-5 同 上

6 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、当該連結法人にその各連結事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、当該連結法人がこれらを遅滞なく提示し、又は提出しなかつたときは、税務署長は、次の各号に掲げる方法（第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額につき法人税法第二条第四十二号に規定する更正（第十六項において「更正」という。）又は同条第四十四号に規定する決定（第十六項において「決定」という。）をすることができる。

一・二 同 上

7 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該連結法人と当該連結法人に係る国外関連者との間の取引に関する調査について必要があるときは、当該連結法人に対し、当該国外関連者が保存する帳簿書類又はその写しの提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該連結法人は、当該提示又は提出を求められたときは、当該帳簿書類又はその写しの入手に努めなければならない。

8 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該連結法人が第六項に規定する帳簿書類又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該連結法人の各連

結法人の各連結事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該連結法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、又は当該事業に関する帳簿書類を検査することができる。

9・10 省略

11 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 省略

12・18 省略

19 第一項の規定の適用がある場合において、連結法人と当該連結法人に係る国外関連者（法人税法第百三十九条に規定する条約（以下この項及び次条第一項において「租税条約」という。）の規定により租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項及び次条第一項において「条約相手国等」という。）の居住者又は法人とされるものに限る。）との間の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格につき財務大臣が当該条約相手国等の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、政令で定めるところにより、当該連結法人に係る連結親法人が同項の規定の適用により納付すべき法人税に係る延滞税のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該条約相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を免除することができる。

20 省略

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）

第六十八条の八十八の二 連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合には、税務署長等（国税通則法第四十六条第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。）は、当該申立てに係る前条第十六項第一号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額（当該申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限る。）及び当該法人税の額に係る同法第六十九条に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（同法第三十七条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。）から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める

結事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該連結法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、又は当該事業に関する帳簿書類を検査することができる。

9・10 同上

11 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一・二 同上

12・18 同上

19 第一項の規定の適用がある場合において、連結法人と当該連結法人に係る国外関連者（法人税法第百三十九条に規定する条約（以下この項及び次条第一項において「租税条約」という。）の規定により租税条約の我が国以外の締約国（以下この項及び次条第一項において「条約相手国」）の居住者又は法人とされるものに限る。）との間の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格につき財務大臣が当該条約相手国等の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、政令で定めるところにより、当該連結法人に係る連結親法人が同項の規定の適用により納付すべき法人税に係る延滞税のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該条約相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を免除することができる。

20 同上

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）

第六十八条の八十八の二 連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合には、税務署長等（国税通則法第四十六条第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。）は、当該申立てに係る前条第十六項第一号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額（当該申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限る。）及び当該法人税の額に係る同法第六十九条に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（同法第三十七条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。）から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める

める日) の翌日から一月を経過する日までの期間 (第七項において「納税の猶予期間」という。) に限り、その納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。

2-8 省略

(連結法人に係る特定外國子会社等の個別課税対象金額等の益金算入)

第六十八条の九十 次に掲げる連結法人に係る外國関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対し課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外國関係会社に該当するもの (以下この条及び次条において「特定外國子会社等」という。) が、各事業年度において適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額のうちその連結法人の有する当該特定外國子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等 (株式又は出資をいう。以下この項、第三項及び第四項において同じ。) の請求権 (第六十六条の六第一項に規定する請求権をいう。第一号及び第四項において同じ。) の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額 (以下この款において「個別課税対象金額」という。) に相当する金額は、その連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から一月を経過する日を含むその連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 その有する外國関係会社の直接及び間接保有の株式等の数の当該外國関係会社の発行済株式又は出資 (当該外國関係会社が有する自己の株式等を除く。) の総数又は総額のうちに占める割合 (当該外國関係会社が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか高い割合。次号において「直接及び間接の外國関係会社株式等の保有割合」という。) が百分の十以上である連結法人

イ 議決権 (剰余金の配当等 (法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。口及び第四項において同じ。) に関する決議に係るものに限る。以下この号において同じ。) の数が一個でない株式等を発行している法人 (ハに掲げる法人を除く。) その有する当該外國関係会社の直接及び間接保有の議決権の数の当該外國関係会社の議決権の議決権の総数のうちに占める割合

ロ・ハ 省略

2-8 同上

(連結法人に係る特定外國子会社等の個別課税対象金額の益金算入)

第六十八条の九十 次に掲げる連結法人に係る外國関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対し課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外國関係会社に該当するもの (以下この款において「特定外國子会社等」という。) が、各事業年度において適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額のうちその連結法人の有する当該特定外國子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等 (株式又は出資をいう。以下この項において同じ。) の請求権 (第六十六条の六第一項に規定する請求権をいう。第一号において同じ。) の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額 (以下この款において「個別課税対象金額」という。) に相当する金額は、その連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から一月を経過する日を含むその連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 その有する外國関係会社の直接及び間接保有の株式等の数の当該外國関係会社の発行済株式又は出資 (当該外國関係会社が有する自己の株式等を除く。) の総数又は総額のうちに占める割合 (当該外國関係会社が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか高い割合。次号において「直接及び間接の外國関係会社株式等の保有割合」という。) が百分の五以上である連結法人

イ 議決権 (剰余金の配当等 (法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。口において同じ。) に関する決議に係るものに限る。以下この号において同じ。) の数が一個でない株式等を発行している法人 (ハに掲げる法人を除く。) その有する当該外國関係会社の直接及び間接保有の議決権の数の当該外國関係会社の議決権の総数のうちに占める割合

ロ・ハ 同上

一 直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合が百分の十以上である一の同族株主グループに属する連結法人（前号に掲げる連結法人を除く。）

2 省略

3 同上

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる連結法人に係る特定外國子会社等（特定事業（第六十六条の六第三項に規定する特定事業をいう。次項において同じ。）を主たる事業とするもの（株式等の保有を主たる事業とする特定外國子会社等のうち、当該特定外國子会社等が他の外國法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務を行う場合における当該他の外國法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるものを除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその行う主たる事業を行つて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外國子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

一 省略

二 前号に掲げる事業以外の事業 その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（当該国又は地域に係る水域で第六十六条の六第三項第二号に規定する政令で定めるものを含む。）において行つている場合として政令で定める場合

第一項各号に掲げる連結法人に係る特定外國子会社等が、平成二十二年四月一

二 直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合が百分の五以上である一の同族株主グループに属する連結法人（前号に掲げる連結法人を除く。）

3 同上

4 第一項及び前項の規定は、第一項各号に掲げる連結法人に係る前項に規定する特定外國子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外國子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

4 第一項及び前項の規定は、第一項各号に掲げる連結法人に係る前項に規定する特定外國子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外國子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

一 同上

二 前号に掲げる事業以外の事業 その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（当該国又は地域に係る水域で第六十六条の六第四項第二号に規定する政令で定めるものを含む。）において行つている場合として政令で定める場合

日以後に開始する各事業年度において前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（第一号から第五号までに掲げる金額については、当該特定外国子会社等が行う事業（特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額の合計額（次項において「部分適用対象金額」という。）のうちその連結法人の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該各事業年度に係る個別課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。次条及び第六十八条の九十二において「個別部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、その連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

- 一 剰余金の配当等の額（当該特定外国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式又は出資（その有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額のうちに占める割合が百分の十に満たない場合における当該他の法人（第四号において「特定法人」という。）から受けるものに限る。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額
- 二 債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該利子の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額
- 三 債券の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその取得価額を超える場合におけるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該差益の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額
- 四 特定法人の株式等の譲渡（第六十六条の六第四項第四号に規定する譲渡を行う。次号において同じ。）による対価の額の合計額から当該株式等の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額
- 五 債券の譲渡による対価の額の合計額から当該債券の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

六 特許権等（第六十六条の六第四項第六号に規定する特許権等をいう。以下この号において同じ。）の使用料（当該特定外国子会社等が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

七 船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

5| 前項の規定は、第一項各号に掲げる連結法人に係る特定外国子会社等につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額については、適用しない。

一 各事業年度における部分適用対象金額については、適用しない。

二 各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに当該各事業年度における部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

6| 省 略

7| 第三項又は第五項の規定は、政令で定めるところにより、連結確定申告書にこれららの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を連結法人又は当該連結法人に係る連結親法人が保存している場合に限り、適用する。

8| 連結法人が外国信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二条項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に保有する場合には、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この条（第三項及び前項を除く。）から第六十八条の九十三までの規定を適用する。

9| 省 略

第六十八条の九十一 前条第一項各号に掲げる連結法人が、同項又は同条第四項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る特定外国子会社等の所得に対する外國

第六十八条の九十一 前条第一項各号に掲げる連結法人が同項の規定の適用を受けの場合には、当該連結法人に係る特定外国子会社等の所得に対して課される外國

して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち、当該特定外国子会社等の個別課税対象金額に対応するもの（当該個別課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額又は当該特定外国子会社等の個別部分課税対象金額に対応するもの（当該個別部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十五条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五（第十二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第八項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十一第一項（連結法人における特定外国子会社等の個別課税対象金額等に係る外国税額の控除）又は第六十六条の七第一項（内国法人における特定外国子会社等の課税対象金額等に係る外国税額の控除）に規定する特定外国子会社等の所得に対する課税される外国法人税の額のうちこれらの規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とある。

法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国子会社等の個別課税対象金額に対応するもの（当該個別課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五（第十二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第八項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十一第一項（連結法人における特定外国子会社等の個別課税対象金額に係る外国税額の控除）又は第六十六条の七第一項（内国法人における特定外国子会社等の課税対象金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうちこれらとの規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）」につき」とする。

2 内国法人が各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において当該内国法人に係る第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の同項に規定する課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該特定外国子会社等の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該特定外国子会社等の当該課税対象金額は前項に規定する特定外国子会社等の個別課税対象金額と、同条第一項に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される当該外国法人税の額は前項に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外國法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

2 内国法人が、各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において、当該内国法人に係る第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の同項に規定する課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合又は当該特定外国子会社等の同条第四項に規定する部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該特定外国子会社等の所得に対する外國法人税が課されるときは、当該特定外国子会社等の当該課税対象金額又は当該部分課税対象金額は前項に規定する特定外国子会社等の個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額と、同条第一項に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される当該外國法人税の額は前項に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外國法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 前条第一項各号に掲げる連結法人が、同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第四項の規定の適用に係る特定外国子会社等の個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人事法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により個別控除対象外國法人税の額とみなされた金額は、当該連結法

3 前条第一項各号に掲げる連結法人が同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により個別控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の九十二 連結法人が外国法人（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける同法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（以下この項において「「剩余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剩余金の配当等の額のうち当該外國法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

2 連結法人が外國法人から受ける剩余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剩余金の配当等の額のうち当該外國法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額についての同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合には、当該剩余金の配当等の額のうち当該外國法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額についての同法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（以下この項において同じ。）がある場合には、当該剩余金の配当等の額のうち当該外國法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

2 連結法人が当該連結法人に係る特定外國子会社等から受ける剩余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剩余金の配当等の額のうち当該特定外國子会社等に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額についての同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「以下この項及び次項において「剩余金の配当等の額」といふ。」がある場合には、当該剩余金の配当等の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項及び第三項において「剩余金の配当等の額」といふ。」とする。この場合において、この項前段の規定の適用を受ける剩余金の配当等の額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二に規定する外國源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

3 連結法人が外國法人から受ける剩余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剩余金の配当等の額のうち当該外國法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

4 前三項に規定する特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。
一 外國法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、連結法人が当該外國法人から剩余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度において第六十八条

第六十八条の九十二 連結法人が当該連結法人に係る特定外國子会社等（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける同法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（以下この項において「「剩余金の配当等の額」といふ。）がある場合には、当該剩余金の配当等の額のうち当該特定外國子会社等に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

3 前二項に規定する特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。
一 特定外國子会社等に係る個別課税対象金額で連結法人が当該特定外國子会社等から剩余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度において第六十八条

第六十八条の九十第一項又は第四項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第四項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号、第六項及び第十一項において同じ。）に対する部分の金額として政令で定める金額

二 外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、連結法人が当該外国法人から剩余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度（以下この条において「前十年以内の各連結事業年度」という。）において第六十八条の九十第一項又は第四項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前十年以内の各連結事業年度において当該外国法人から受けた剩余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剩余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。以下この条において「個別課税済金額」という。）

5 連結法人が第一項から第三項までに規定する外国法人から剩余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る課税済金額（第六十六条の八第四項第二号に規定する課税済金額をいう。以下この条において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その課税済金額は、当該事業年度の期間に対応する前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額とみなす。

6 連結法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人からその有する外国法人の直接保有の株式等の数の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該連結法人の当該適格組織再編成の日（当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）を含む連結事業年度以後の各連結事業年度における第四項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人の前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額とみなす。

一 適格合併 及び適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分

の九十九第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該連結法人の有する当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第三項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号及び第五項において同じ。）に対する部分の金額として政令で定める金額

二 特定外国子会社等に係る個別課税対象金額で連結法人が当該特定外国子会社等から剩余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度（以下この条において「前十年以内の各連結事業年度」という。）において第六十八条の九十第一項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該連結法人の有する当該特定外國子会社等の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（当該特定外国子会社等から受けた剩余金の配当等の額（第一項又は前項前段の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剩余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。以下この条において「個別課税済金額」という。）

4 連結法人が当該連結法人に係る特定外国子会社等から剩余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る課税済金額（第六十六条の八第三項第二号に規定する課税済金額をいう。以下この条において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その課税済金額は、当該事業年度の期間に対応する前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額とみなす。

5 連結法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人からその有する特定外国子会社等の直接保有の株式等の数の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該連結法人の当該適格合併等の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度における第三項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人の前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額とみなす。

一 適格合併 及び適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分

配に限る。以下この号において「適格合併等」という。) 当該適格合併等に係る被合併法人又は現物分配法人の合併等前十年内事業年度(適格合併等の日(当該適格合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)前十年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度をいう。

) の個別課税済金額又は課税済金額

併の日前十年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度をいう。) の個別課税済金額又は課税済金額

二 適格分割(適格現物出資又は適格現物分配(適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この号及び次項において「適格分割等」という。)当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人(次項において「分割法人等」という。)の分割等前十年内事業年度(適格分割等の日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度又は適格分割等の日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度を開始した各連結事業年度をいう。次項において同じ。)の個別課税済金額又は課税済金額のうち、当該適格分割等により当該連結法人が移転を受けた当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

三 適格分社型分割(適格現物出資又は適格事後設立(以下この号において「適格分社型分割等」という。)当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の分割等前十年内事業年度(適格分社型分割等の日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度又は適格分社型分割等の日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度を開始した各連結事業年度をいう。次項において同じ。)の個別課税済金額又は課税済金額のうち、当該適格分社型分割等により当該連結法人が移転を受けた当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

7 適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(以下この項において「分割承継法人等」という。)が前項又は第六十六条の八第六項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度における第四項の規定の適用について、当該分割法人等の分割等前十年内事業年度の個別課税済金額のうち、前項の規定により当該分割承継法人等の前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額とみなされる金額及び同条第六項の規定により前十年以内の各事業年度(同条第四項第一号に規定する前十年以内の各事業年度をいう。)の課税済金額とみなされる金額は、ないものとする。

6 適格分割(適格現物出資又は適格事後設立(以下この項において「適格分割等」という。)に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人(以下この項において「分割承継法人等」という。)が前項又は第六十六条の八第五項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人(以下この項において「分割法人等」という。)の当該適格分割等の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度における第三項の規定の適用については、当該分割法人等の分割前十年内事業年度又は分割等前十年内事業年度の個別課税済金額のうち、前項の規定により当該分割承継法人等の前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額とみなされる金額及び同条第五項の規定により前十年以内の各事業年度をいう。)の課税済金額とみなされる金額は、ないものとする。

連結法人が外国法人（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第一項の規定の適用を受けた部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

9 | 連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一条の二第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定個別課税対象金額に達するまでの金額についての同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「以下第三項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。」がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。」とする。この場合において、この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

10 | 連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第三項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

11 | 前二項に規定する間接特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいう。
一 連結法人が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該連結法人の連結事業年度（以下この項において「配当連結事業年度」という。）開始の

日前二年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度（以下この号において「前二年以内の各連結事業年度等」という。）のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日から配当連結事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当該他の外国法人の第六十八条の九十第一項若しくは第四項又は第六十六条の六第一項若しくは第四項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各連結事業年度等において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項又は第六十六条の八第八項から第十項までの規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。第十四項において「個別間接配当等」という。）

二 次に掲げる金額の合計額

- イ 前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で配当連結事業年度において第六十八条の九十第一項又は第四項の規定により配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、同号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第六十六条の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。口において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額
- ロ 前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で配当連結事業年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度（以下の号及び次項において「前二年以内の各連結事業年度」という。）において第六十八条の九十第一項又は第四項の規定により前二年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、前号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各連結事業年度において同号の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項及び第十四項において「個別間接課税済金額」という。）

連結法人が第八項から第十項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る間接課税済金額（第六十六条の八第十一項第一号口に規定する間接課税済金額をいう。以下この項及び第十四項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その間接課税済金額は、当該事業年度の期間に対応する前二年以内の各連結事業年度の個別間接課税済金額とみなす。

13] 第六項及び第七項の規定は、第八項から第十項まで及び第十一項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六項	直接保有の株式等の数の 前十年以内の各連結事業年 度の個別課税済金額	第六十六条の八第十一項第 二号イに規定する間接保有 の株式等の数（以下この項 において「間接保有の株式 等の数」という。）の 第四項	第六十六条の八第十一項第 二号イに規定する間接保有 の株式等の数（以下この項 において「間接保有の株式 等の数」という。）の 第十一項
	前二年以内の各連結事業年 度等（同項第一号に規定す る前二年以内の各連結事業 年度等をいう。次項におい て同じ。）の個別間接配當 等（第十一項第一号に規定 する個別間接配當等をいう 。以下この項及び次項にお いて同じ。）又は前二年以 内の各連結事業年度（第十 項第二号口に規定する前 二年以内の各連結事業年度 をいう。次項において同じ		

		第六項第一号			
		合併等前十年内事業年度		合併等前二年内事業年度	
		前十年以内		前二年以内	
		個別課税済金額又は課税済 金額		個別間接課税済金額又は間接 配当等（第六十六条の八第 十一項第一号に規定する間 接配当等をいう。以下この 項及び次項において同じ。） ）若しくは間接課税済金額 (同条第十一項第二号ロに 規定する間接課税済金額を いう。以下この項及び次項 において同じ。)	
直接保有の株式等の数	個別課税済金額又は課税済 金額	前十年以内	分割等前十年内事業年度	分割等前二年内事業年度	前二年以内
間接保有の株式等の数	個別間接配当等若しくは個 別間接課税済金額又は間接 配当等若しくは間接課税済 金額				）の個別間接課税済金額 (第十一項第二号ロに規定 する個別間接課税済金額を いう。以下この項及び次項 において同じ。)

前項又は第六十六条の八第一項	六項	前項又は第六十六条の八第一項	第十三項において準用する前項又は第六十六条の八第一項において準用する同項	前項又は第六十六条の八第一項
個別課税済金額	個別課税済金額	個別課税済金額	個別間接配当等又は個別間接課税済金額	個別間接配当等又は個別間接課税済金額
前項の	前項の	前項の	第十三項において準用する前項の	第十一項の
前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額	前二十年以内の各連結事業年度の個別間接課税済金額	前二十年以内の各連結事業年度等の個別間接配当等又は前二十年以内の各連結事業年度の個別間接課税済金額	前二十年以内の各連結事業年度等の個別間接配当等又は前二十年以内の各連結事業年度の個別間接課税済金額	前項の
同条第六項	同条第六項	同条第十三項において準用する同条第六項	同条第十三項において準用する同条第六項	第四項の
前十年以内の各事業年度（同条第四項第二号に規定する前十年以内の各事業年度）	前二年以内の各事業年度等（同条第十一項第一号に規定する前二年以内の各事業年度等）	前二年以内の各事業年度等（同条第十一項第一号に規定する前二年以内の各事業年度等）	前二年以内の各事業年度等（同条第十一項第一号に規定する前二年以内の各事業年度等）	第一項の
の課税済金額	の間接配当等又は前二年内の各事業年度（同条第十一項第二号に規定する前二年内の各事業年度をいふ。）の間接課税済金額	の間接配当等又は前二年内の各事業年度（同条第十一項第二号に規定する前二年内の各事業年度をいふ。）の間接課税済金額	の間接配当等又は前二年内の各事業年度（同条第十一項第二号に規定する前二年内の各事業年度をいふ。）の間接課税済金額	第六項

14 第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定は、個別課税済金額又は個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額に係る連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書又は各事業年度の同条第三十一号に規定する確定申告書に当該個別課税済金額、個別間接課税済金額又は課税済金額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。（第六十六条の八第一項第一号に規定する間接配当等をいう。）若しくは間接課税済金額（次項において「個別課税済金額等」という。）に関する明細書の添付があり、かつ、第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、これらの規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、規定の適用を受ける金額は、当該申告に係るその適用を受けるべき金額に限るものとする。

15 税務署長は、第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定の適用を受けるべきこととなる金額又は個別課税済金額等の全部又は一部につき前項の記載又は明細書の添付がない連結確定申告書等又は同項に規定する確定申告書の提出があつた場合においても、同項の記載又は明細書の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、これらの明細書の提出があつたときは、その記載又は明細書の添付がなかつた金額につき第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を適用することができる。

16 第一項若しくは第三項又は第八項若しくは第十項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第一号中「損金算入」とあるのは、「損金算入」又は租税特別措置法第六十八条の九十二（特定外國子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）とするほか、連結利益積立金額の計算に関する必要な事項は、政令で定める。

17 第二項前段又は第九項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第一号中「配当等の益金不算入」とあるのは、「配当等の益金不算入」（租税特別措置法第六十八条の九十二第二項前段又は第九項前段（特定外國子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とするほか、連結利益積立金額の計算に関する必要な事項は、政令で定める。

71 第一項及び第二項の規定は、個別課税済金額又は個別間接課税済金額若しくは課税済金額の全部又は一部につき前項の記載又は明細書の添付がない連結確定申告書等又は同項に規定する確定申告書の提出があつた場合においても、同項の記載又は明細書の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、これらの明細書の提出があつたときは、その記載又は明細書の添付がなかつた金額につき第一項及び第二項の規定を適用することができる。

81 税務署長は、第一項及び第二項の規定の適用を受けるべきこととなる金額又は個別課税済金額若しくは課税済金額の全部又は一部につき前項の記載又は明細書の添付がない連結確定申告書等又は同項に規定する確定申告書の提出があつた場合においても、同項の記載又は明細書の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、これらの明細書の提出があつたときは、その記載又は明細書の添付がなかつた金額につき第一項及び第二項の規定を適用することができる。

91 第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第一号中「損金算入」とあるのは、「損金算入」又は租税特別措置法第六十八条の九十二（特定外國子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）とするほか、連結利益積立金額の計算に関する必要な事項は、政令で定める。

10 第二項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第一号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」（租税特別措置法第六十八条の九十二第二項前段（特定外國子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とするほか、連結利益積立金額の計算に関する必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の九十三の二 特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれらとの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。）と特殊関係内國法人との間に特定関係（当該特殊関係株主等が当該特殊関係内國法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項及び第四項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を間接に保有する関係として政令で定める関係をいう。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内國法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この項及び第八項において「外国関係法人」という。）のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対する課税の負担が本邦における法人の所得に対する課税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外國関係法人に該当するもの（以下この条及び次条において「特定外国法人」という。）が、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度において適用対象金額を有するときは、その適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該特定外國法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権（第六十六条の九の二第一項に規定する請求権をいう。第四項において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（以下この款において「個別課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である連結法人の各連結事業年度終了日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 省略

3|2 同上

第六十八条の九十三の二 特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれらとの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。）と特殊関係内國法人との間に特定関係（当該特殊関係株主等が当該特殊関係内國法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式又は出資を間接に保有する関係として政令で定める関係をいう。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内國法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この項及び第七項において「外国関係法人」という。）のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対する課税の負担が本邦における法人の所得に対する課税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外國関係法人に該当するもの（以下この款において「特定外国法人」という。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内國法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この項及び第七項において「外国関係法人」という。）のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対する課税の負担が本邦における法人の所得に対する課税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外國関係法人に該当するもの（以下この款において「特定外国法人」という。）が、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度において適用対象金額を有するときは、その適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該特定外國法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式又は出資の第六十六条の九の二第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（以下この款において「個別課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である連結法人の各連結事業年度終了日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

特殊関係株主等である連結法人に係る特定外國法人（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐるものである場合（次項において「固定施設を有するものである場合」という。）における適用対象金額の計算については、前項

第三号中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国法人の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

3 第一項の規定は、特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人（特定事業（第六十六条の六第三項に規定する特定事業をいう。次項において同じ。）を主たる事業とするものを除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐるものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外國法人のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

一 省 略

二 前号に掲げる事業以外の事業 その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（当該国又は地域に係る水域で第六十六条の六第三項第二号に規定する政令で定めるものを含む。）において行つてゐる場合として政令で定める場合

4

特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（第一号から第五号までに掲げる金額については、当該特定外国法人が行う事業（特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額の合計額（次項において「部分適用対象金額」という。）のうち当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該各事業年度に係る個別課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。次条及び第六十八条の九十三の四において「個別部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項及び前項の規定は、特殊関係株主等である連結法人に係る同項に規定する特定外国法人がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外國法人のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

一 同 上

二 前号に掲げる事業以外の事業 その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（当該国又は地域に係る水域で第六十六条の六第四項第二号に規定する政令で定めるものを含む。）において行つてゐる場合として政令で定める場合

一 第六十六条の九の二第一項に規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国法

人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の十に満たない場合における当該他の法人（第四号において「特定法人」という。）から受けるものに限る。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めることにより計算した金額を控除した残額

二 債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該利子の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

三 債券の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその取得価額を超える場合におけるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該差益の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

四 特定法人の株式等の譲渡（第六十六条の六第四項第四号に規定する譲渡を行う。次号において同じ。）による対価の額の合計額から当該株式等の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

五 債券の譲渡による対価の額の合計額から当該債券の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

六 特許権等（第六十六条の六第四項第六号に規定する特許権等をいう。以下の号において同じ。）の使用料（当該特定外国法人が自ら行った研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

七 船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

5| 前項の規定は、特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人につき次いづれかに該当する事実がある場合には、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額については、適用しない。

一 各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額が千万円以下であること。

二 各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに当該各事業年度における部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。